

保医第1588号の4
平成27年3月12日

一般社団法人岐阜県医師会長様

岐阜県健康福祉部保健医療課長

在宅療養者食事・栄養支援推進事業について

日頃より、保健衛生行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記については、医療・保健等の関係機関の連携による在宅療養者の食事・栄養支援を推進することを目的に、社団法人岐阜県栄養士会を実施主体として、別添「資料：在宅療養者食・栄養支援推進事業について」に基づき、本年度1月より実施されているところです。

県といたしましても、今後の事業の実施にあたりましては、県内の医療機関の皆様に事業の趣旨をご理解いただき、連携して取り組んでいただくことが必要であると考えています。

つきましては、当事業の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 事業名 在宅療養者食事・栄養支援推進事業（県補助事業）
2 実施期間 平成26年12月から
3 内容 別添 「資料：在宅療養者食事・栄養支援推進事業について」による

岐阜県健康福祉部保健医療課	
担当	新谷
TEL	058-272-1111(内線2548)
FAX	058-278-2624



在宅療養者食事・栄養支援事業の目的

1. 5圏域栄養ケア・ステーションの拠点機能の充実

今後ますます増加する在宅療養者に対する食事・栄養支援を推進し、住み慣れた地域で、安心して継続的な生活を送ることができる県民を増やすため、その活動を支える地域の栄養ケア・ステーション拠点機能の充実を図る。

2. 在宅療養者専門員(訪問管理栄養士)の人材確保

在宅療養者に対する食事・栄養支援活動を行う在宅療養専門員(訪問管理栄養士)となりうる潜在管理栄養士の掘り起こしを含めた人材確保に努め、養成及び継続的育成を行い、指導内容の質及び技術の担保に努める。

3. 医療・介護等と連携した機能構築

地域の医療機関や診療所、ケアマネージャーを始めとする居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携した在宅療養者食事・栄養支援のための地域拠点の機能構築を行う。

4. 在宅療養者食事・栄養支援に係る環境整備

在宅療養者食事・栄養支援に係る環境整備の一環として、宅配業者等との連携した活動を構築する。

5. 県民への広報強化

在宅療養者に対する食事・栄養支援の活動及び体制について広報強化に努め、広く県民に普及する。

I. 訪問栄養食事指導とは

訪問栄養食事指導とは、通院などが困難な方のために、管理栄養士がご家庭に定期的に訪問し、療養上に必要な栄養や食事の管理及び指導を行ものです。介護保険や医療保険が適用される場合は、月に2回までのご利用となります。

★ご利用者のご家庭を訪問し、身体の状況や生活上の都合をよくお聞きし、安心できる食事のご提案と療養生活に必要な食事環境作りを支援します。

★ご利用者やご家族のご意向をよくお伺いした上で、かかりつけ医の指示に基づき、栄養や食事の管理に係る必要な情報提供や助言並びに食事療養に関する実地指導などを行います。

★訪問栄養食事指導にあたっては、ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になることを目指します。

II. 対象となる方

制度の目的から、ご自宅で療養中の方が対象となります。ご利用者が要介護認定などを受けているかどうかで、適用される保険が異なります。

■ 介護保険でのご利用

要介護認定などを受けている方で、通院などが困難な方が対象となります。さらに、以下のような状態にあり、医師がご家庭での栄養や食事の管理が必要と判断した場合にご利用いただけます。

① 次のような食事管理が必要

腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食、心臓疾患などに対する減塩食、経管栄養のための流動食、特別な場合の検査食、嚥下困難者（そのために摂食不良となった方も含む）のための流動食、十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、消化器術後に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満症に対する治療食、高血圧に対する減塩食、

② 栄養状態が悪い

■ 医療保険でのご利用

要介護認定に該当しない方で、通院が困難な方が対象となります。さらに、医師がご家庭で以下のよう栄養や食事の管理が必要と判断した場合にご利用いただけます。

腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食、心臓疾患及び妊娠中毒症などに対する減塩食、十二指腸潰瘍に対する潰瘍食、消化器術後に対する潰瘍食、クローン病及び潰瘍性大腸炎による腸管機能の低下に対する低残渣食、高度肥満症に対する治療食、高血圧に対する減塩食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食、経管栄養のための流動食、特別な場合の検査食、

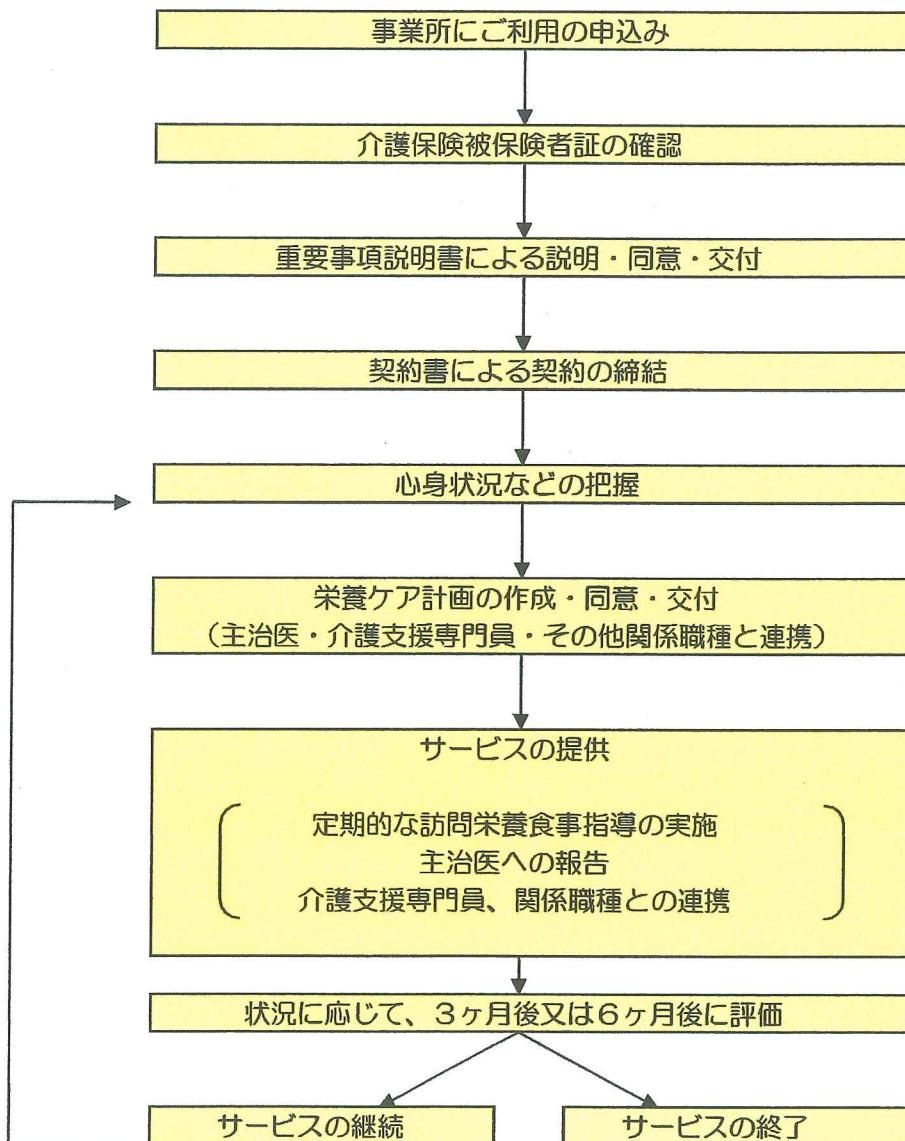
III. 訪問栄養食事指導の窓口

保険適用で訪問栄養食事指導を実施できるのは、現在のところ病院や診療所（介護保険では居宅療養管理指導事業者といいます）の管理栄養士になります。最近では、福祉施設や個人の管理栄養士が訪問してくれるケースもあり、その場合は保険が適用されるかどうかなどの事前確認が必要です。訪問栄養食事指導のご利用を希望される場合は、まず主治医や担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談下さい。なお、訪栄研会員による訪問栄養食事指導の窓口は、訪栄研ホームページで検索できます。

訪栄研 訪問栄養食事指導実施機関検索サイト
<http://www.houeiken.jp/kensaku/kensaku.html>

IV. 訪問栄養食事指導のながれ

ご利用の申込みや指導の流れなどは、医療機関や居宅療養管理指導事業者によって異なる場合がありますので、開始に当たってはそれぞれに説明を受けて下さい。ここでは、介護保険を利用する場合の一般的な訪問栄養食事指導のながれを、概要としてご紹介します。



V. ご利用の料金

- (1) 介護保険、医療保険ともに、利用料は1回5,300円で、月2回までが保険適用分となります。介護保険では9割が保険給付されますので、ご利用者の負担額は1回につき530円となります。なお、生活保護などの公費を受けている方では負担額が減免になる場合があります。担当の事業者や介護支援専門員にご確認下さい。
- (2) 訪問にかかる交通費は原則として実費負担になります。担当の事業所にお問い合わせ下さい。
- (3) 介護保険でご利用の場合にも、訪問栄養食事指導（居宅療養管理指導）の利用で支払った金額は医療費控除の対象となります。その場合は、介護支援専門員が作成する居宅サービス利用票（又は提供票、週間スケジュール票）に居宅療養管理指導が記載されている必要があります。担当の事業者及び介護支援専門員にご確認下さい。

VI. 介護支援専門員の皆さまへ

- (1) 居宅療養管理指導は区分支給限度額管理外のサービスです。ご利用者の利用単位数に関わらず、居宅療養管理指導料は介護給付の対象となります。
- (2) 居宅療養管理指導は区分支給限度管理外のサービスとされています。介護支援専門員の給付管理業務には含まれませんが、「居宅サービス計画」に沿ったサービス提供を義務付けられています。ケアプランへの位置づけ、サービス提供票の送付、担当者会議への参加などは、他の居宅サービスと同様の扱いをお願いいたします。